

令和3年10月29日

保護者 各位

岡山県立水島工業高等学校
校長 森 尚 貴

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱いについて

平素から本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

この度、県教育委員会からの通知を受け本校生徒の出欠の取扱いについて、11月1日（月）からつぎのように改めますのでお知らせします。

また、県内の感染状況がステージⅠに引き下げられたことを踏まえ、県立学校の行動基準は11月1日（月）以降はレベル1の対応とします。各家庭におかれましても、引き続き感染防止対策をよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合

出席停止とする期間は、上記(1)(2)については、保健所等が指示する日まで、(3)については、症状がみられなくなるまでとする。

同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合で、生徒本人には症状がない場合は登校してください。

(「地域の感染レベル」が1になったので出席停止にはなりません。)

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合 (単に感染が不安だからとの理由だけではなく合理的な理由がある場合のみ適用)

3 協力いただきたい感染防止対策

- (1) 登校前の検温の徹底（発熱、風邪症状がある場合は登校を控えてください。）
- (2) 身体的距離の確保（1mを目安）
- (3) マスクの着用・咳エチケット（校内及び公共交通機関を利用する場合は着用）
- (4) 手洗い・うがい・手指消毒の励行
- (5) 換気